~自転車の安全利用の促進~

- ① 車道が原則、左側を通行(歩道は例外、歩行者を優先) 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道の左側を通行するのが原則です。
 - 自転車が歩道を通行できるのは、次の場合に限られます。
 - 自転車歩道通行可の標識や標示が設けられているとき
 - ・ 13 歳未満の児童・幼児、70 歳以上の高齢者等
 - ・ 車道を通行することが危険であるとき(工事中である場合、駐車車両が ある場合、著しく車の交通量が多い場合など)
 - 歩道は歩行者優先です。通行する場合は歩道内の車道寄りを通行しましょう。
- ② 交差点では信号機や一時停止標識を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯(安全のため腕やカバン等に反射材等を着用しましょう)
- ④ 飲酒運転は禁止(自転車は車の仲間なので、飲酒運転は絶対禁止です)
- ⑤ ヘルメットを着用

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全て(全年齢)の自転車利用者に対して、乗車用へルメットの着用が努力義務となっています。



~ 向原駐在所が移転しました~

本年、1月18日に当署向原駐在所は 広島県安芸高田市向原町坂495番地3 の新庁舎へ移転しました。

安芸高田警察署は本年もゼロゼロ作戦と称し、

特殊詐欺被害額 0円

交通事故死者数 0人

を目標に安全・安心を実現していく所存であります。

今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく お願い申し上げます。





広島県警察ホームページから安芸高田警察署ホームページへジャンプ広島県警察ホームページ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/

犯罪情報官速報

義援金を装った証拠に注意!!



~相手方をよく確認しましょう~



令和6年能登半島地震に関して、自治体・各種団体・ 被災者などを装って、電子マネーの送金や現金の振り 込みを呼び掛ける詐欺が懸念されます。

>善意を悪用されないために

義援金を送るときは、あなたの善意が確実に被災者の 方々に届くよう、以下のポイントに注意しましょう。

- ☑ 電話やSNSの相手方は本物ですか?
- ※ 過去には実際に被災者になりすました詐欺犯が検挙されています。
- ☑ 自治体やその他の信頼のおける団体ですか?
- ※ ホームページなどでよく確認しましょう。
- ☑ 偽サイトに誘導されていませんか?
- ※ ネット経由で調べるときは、届いたショートメッセージからのリンクなどではなく、自分から検索してアクセスしましょう。
- ☑ 本当に相手方の振込先ですか?
- ※ 国内団体の振込先なのに関係が不明な個人・外国人名義のときは要注意